

## 決 定 要 旨

被 審 人（住所） 兵庫県  
（氏名） A

上記被審人に対する令和5年度（判）第9号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官日浅さやか、審判官美濃口真琴、同高津戸朱子から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

### 記

#### 1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金94万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和5年12月25日

#### 2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第14号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和5年10月23日

金融庁長官 栗田 照久

(別紙)

## 1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第14号に該当

被審人は、

- (1) 東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）が開設する金融商品市場（市場第一部）に上場されていた株式会社ファルテックの株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、別表1記載のとおり、令和3年7月16日から同年8月20日までの間、同市場等において、B証券株式会社（以下「B証券」という。）及びC証券株式会社（以下「C証券」という。）を介し、自己及び親族であるD（以下「D」という。）名義で、上値に複数の売り注文を入れて売り板を厚くした上で、同株式を下値で買い付け、さらに、下値に複数の買い注文を入れて買い板を厚くした上で、同株式を上値で売り付けるなどの方法により、同株式合計22万900株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計5万4300株を買い付ける一方、同株式合計14万2200株の売付けの委託を行うとともに、同株式合計6万3800株を売り付け、
  - (2) 東京証券取引所が開設する金融商品市場（市場第一部）に上場されていたGM B株式会社の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、別表2記載のとおり、令和3年8月19日から同年9月22日までの間、同市場等において、B証券、E証券株式会社、F証券株式会社、G証券株式会社、H証券株式会社及びC証券を介し、自己及びD名義で、上値に複数の売り注文を入れて売り板を厚くした上で、同株式を下値で買い付け、さらに、下値に複数の買い注文を入れて買い板を厚くした上で、同株式を上値で売り付けるなどの方法により、同株式合計25万600株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計4万8400株を買い付ける一方、同株式合計17万2800株の売付けの委託を行うとともに、同株式合計5万4900株を売り付け、
- もって、それぞれ、自己及びDの計算において、上記各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、取引所金融商品市場における上記各株式の相場を変動させるべき一連の売買及びその委託をしたものである。

## 2 法令の適用

法第174条の2第1項、第6項第2号、第7項、第8項、第159条第2項第1号、第176条第2項、金融商品取引法施行令第33条の12第1号、第33条の13第1号、第33条の14第5項、金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第1条の17第2項第1号

## 3 課徴金の計算の基礎

(1) 別表1に掲げるファルテック株式に係る取引

① 令和3年7月16日の取引について

ア. 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、10,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量6,800株に、法第174条の2第8項及び金融商品取引法施行令第33条の13第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（726円）で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している有価証券の数量3,300株を加えた10,100株であることから、

(ア) 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（10,000株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & \text{(有価証券の売付け等の価額 : 7,346,170円)} \\ & - \text{(有価証券の買付け等の価額 : 7,278,130円)} \\ & = 68,040円 \end{aligned}$$

及び

(イ) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量（10,100株）が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量（10,000株）を超えていることから、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法第67条の19又は第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格（762円）に当該超える数量100株（買付け等の数量10,100株－売付け等の数量10,000株）を乗じて得た額（a）から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額（b）を控除した額

$$\begin{aligned} & \text{(a : 76,200円) - (b : 73,600円)} \\ & = 2,600円 \end{aligned}$$

の合計額70,640円となる。

イ. 法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切り捨てて、70,000円となる。

② 令和3年7月20日の取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、10,800株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も10,800株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（10,800株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

（有価証券の売付け等の価額：7,787,290円）

－（有価証券の買付け等の価額：7,712,400円）

=74,890円

イ. 法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切り捨てて、70,000円となる。

③ 令和3年7月21日の取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、7,500株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も7,500株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（7,500株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

（有価証券の売付け等の価額：5,458,040円）

－（有価証券の買付け等の価額：5,427,210円）

=30,830円

イ. 法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切り捨てて、30,000円となる。

④ 令和3年8月2日の取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、8,400株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も8,400株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（8,400株）に係るものにつ

いて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額：6,299,520円)  
－ (有価証券の買付け等の価額：6,271,500円)  
＝28,020円

イ. 法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切り捨てて、20,000円となる。

⑤ 令和3年8月4日の取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、実際の売付け等の数量6,900株に、法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(755円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している有価証券の数量400株を加えた7,300株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も7,300株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(7,300株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額：5,512,900円)  
－ (有価証券の買付け等の価額：5,500,300円)  
＝12,600円

イ. 法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切り捨てて、10,000円となる。

⑥ 令和3年8月10日の取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、4,300株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量500株に、法第174条の2第8項及び金融商品取引法施行令第33条の13第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(726円)で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している有価証券の数量3,800株を加えた4,300株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（4,300株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

（有価証券の売付け等の価額：3,147,320円）  
－（有価証券の買付け等の価額：3,126,800円）  
＝20,520円

イ. 法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切り捨てて、20,000円となる。

⑦ 令和3年8月16日の取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、7,500株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も7,500株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（7,500株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

（有価証券の売付け等の価額：5,443,010円）  
－（有価証券の買付け等の価額：5,419,590円）  
＝23,420円

イ. 法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切り捨てて、20,000円となる。

⑧ 令和3年8月17日の取引について

ア. 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、3,400株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量500株に、法第174条の2第8項及び金融商品取引法施行令第33条の13第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（721円）で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している有価証券の数量3,000株を加えた3,500株であることから、

（ア）当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（3,400株）に係るものに

ついて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & \text{(有価証券の売付け等の価額 : 2,462,510 円)} \\ & - \text{(有価証券の買付け等の価額 : 2,453,400 円)} \\ & = 9,110 \text{ 円} \end{aligned}$$

及び

(イ) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量(3,500株)が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量(3,400株)を超えていることから、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法第67条の19又は第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格(757.04円)に当該超える数量100株(買付け等の数量3,500株－売付け等の数量3,400株)を乗じて得た額(a)から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額(b)を控除した額

$$\begin{aligned} & \text{(a : 75,704 円) - (b : 72,200 円)} \\ & = 3,504 \text{ 円} \end{aligned}$$

の合計額12,614円となる。

イ. 法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切り捨てて、10,000円となる。

⑨ 令和3年8月20日の取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、5,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も5,000株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(5,000株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & \text{(有価証券の売付け等の価額 : 3,476,010 円)} \\ & - \text{(有価証券の買付け等の価額 : 3,453,100 円)} \\ & = 22,910 \text{ 円} \end{aligned}$$

イ. 法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切り捨てて、20,000円となる。

(2) 別表2に掲げるGMB株式に係る取引

① 令和3年8月19日の取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、8,800株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も8,800株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（8,800株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

（有価証券の売付け等の価額：7,917,810円）

－（有価証券の買付け等の価額：7,868,840円）

=48,970円

イ. 法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切り捨てて、40,000円となる。

② 令和3年8月20日の取引について

ア. 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、3,800株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量1,400株に、法第174条の2第8項及び金融商品取引法施行令第33条の13第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（865円）で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している有価証券の数量2,800株を加えた4,200株であることから、

(ア) 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（3,800株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

（有価証券の売付け等の価額：3,299,670円）

－（有価証券の買付け等の価額：3,291,100円）

=8,570円

及び

(イ) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量(4,200株)が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量(3,800株)を超えていることから、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法第67条の19又は第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格(980円)に当該超える数量400株(買付け等の数量4,200株－売付け等の数量3,800株)を乗じて得た額(a)から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額(b)を控除した額

$$\begin{aligned} & (a : 392,000 \text{ 円}) - (b : 346,800 \text{ 円}) \\ & = 45,200 \text{ 円} \end{aligned}$$

の合計額53,770円となる。

イ. 法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切り捨てて、50,000円となる。

③ 令和3年9月10日の取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、10,200株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も10,200株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(10,200株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (\text{有価証券の売付け等の価額} : 9,416,030 \text{ 円}) \\ & - (\text{有価証券の買付け等の価額} : 9,342,700 \text{ 円}) \\ & = 73,330 \text{ 円} \end{aligned}$$

イ. 法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切り捨てて、70,000円となる。

④ 令和3年9月14日の取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、4,900

株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量 100 株に、法第 174 条の 2 第 8 項及び金融商品取引法施行令第 33 条の 13 第 1 号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（935 円）で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している有価証券の数量 4,800 株を加えた 4,900 株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（4,900 株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

（有価証券の売付け等の価額：4,607,200 円）

－（有価証券の買付け等の価額：4,582,100 円）

=25,100 円

イ. 法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア. で計算した額の 1 万円未満の端数を切り捨てて、20,000 円となる。

⑤ 令和 3 年 9 月 16 日から翌 17 日の取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、11,700 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も 11,700 株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（11,700 株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

（有価証券の売付け等の価額：11,027,600 円）

－（有価証券の買付け等の価額：10,673,920 円）

=353,680 円

イ. 法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア. で計算した額の 1 万円未満の端数を切り捨てて、350,000 円となる。

⑥ 令和 3 年 9 月 22 日の取引について

ア. 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、15,500 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、16,200 株であることから、

(ア) 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量 (15,500 株) に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & \text{(有価証券の売付け等の価額 : 13,765,280 円)} \\ & - \text{(有価証券の買付け等の価額 : 13,648,870 円)} \\ & = 116,410 \text{ 円} \end{aligned}$$

及び

(イ) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量 (16,200 株) が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量 (15,500 株) を超えていることから、当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法第 67 条の 19 又は第 130 条に規定する最高の価格のうち最も高い価格 (925 円) に当該超える数量 700 株 (買付け等の数量 16,200 株 - 売付け等の数量 15,500 株) を乗じて得た額 (a) から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額 (b) を控除した額

$$\begin{aligned} & \text{(a : 647,500 円) - (b : 617,700 円)} \\ & = 29,800 \text{ 円} \end{aligned}$$

の合計額 146,210 円となる。

イ. 法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア. で計算した額の 1 万円未満の端数を切り捨てて、140,000 円となる。

(3) 上記(1)及び(2)により算定した額の合計

$$\begin{aligned} & \text{(1)の合計額 270,000 円} + \text{(2)の合計額 670,000 円} \\ & = 940,000 \text{ 円} \text{ となる。} \end{aligned}$$

## 別表1

## 株式会社ファルテック

(単位:株)

違反行為期間		口座	委託株数		売買株数	
			売付	買付	売付	買付
令和3年7月16日	11:04:49 ~ 14:22:41	B証券	20,500	17,500	5,700	2,500
		C証券	15,500	16,100	4,300	4,300
令和3年7月20日	8:42:14 ~ 10:44:57	B証券	7,000	9,800	7,400	7,400
		C証券	9,400	13,900	3,400	3,400
令和3年7月21日	10:05:10 ~ 13:00:26	B証券	7,400	8,000	2,800	2,800
		C証券	6,800	6,100	4,700	4,700
令和3年8月2日	12:32:04 ~ 13:09:15	B証券	8,400	11,600	2,400	2,400
		C証券	7,900	300	6,000	6,000
令和3年8月4日	9:22:44 ~ 13:15:21	B証券	31,800	10,700	3,700	3,700
		C証券	15,100	2,100	3,200	3,600
令和3年8月10日	13:21:13 ~ 13:41:02	B証券	0	10,300	3,800	0
		C証券	0	19,900	500	500
令和3年8月16日	12:37:22 ~ 13:10:16	B証券	1,300	36,700	4,500	4,500
		C証券	6,400	11,200	3,000	3,000
令和3年8月17日	10:44:24 ~ 10:57:48	B証券	500	4,700	3,000	100
		C証券	0	10,400	400	400
令和3年8月20日	12:30:24 ~ 12:58:36	B証券	0	20,800	3,700	3,700
		C証券	4,200	10,800	1,300	1,300
合計			142,200	220,900	63,800	54,300

## 別表2

## GMB株式会社

(単位:株)

違反行為期間		口座	委託株数		売買株数	
			売付	買付	売付	買付
令和3年8月19日	12:54:15 ~ 13:35:42	B証券	5,500	18,200	4,500	4,500
		C証券	8,900	26,100	4,300	4,300
令和3年8月20日	14:12:24 ~ 14:20:19	B証券	0	5,400	2,800	400
		C証券	400	4,500	1,000	1,000
令和3年9月10日	10:12:01 ~ 14:23:06	B証券	17,400	2,400	4,800	4,800
		H証券	0	1,200	0	0
		E証券	10,800	2,900	200	200
		C証券	18,500	19,700	5,200	5,200
令和3年9月14日	10:45:08 ~ 11:03:22	B証券	0	13,500	0	0
		E証券	0	5,000	0	0
		F証券	0	0	4,800	0
		C証券	0	24,200	100	100
令和3年9月16日	14:40:04 ~	G証券	0	0	0	1,500
		E証券	0	0	0	1,200
		F証券	0	0	0	2,600
		C証券	14,700	1,000	1,400	2,200
令和3年9月17日	~ 9:57:34	B証券	36,900	40,100	500	500
		G証券	0	0	1,500	0
		E証券	11,000	14,000	1,200	0
		F証券	0	0	2,600	0
		C証券	1,600	20,000	4,500	3,700
令和3年9月22日	9:52:46 ~ 14:36:22	G証券	0	0	2,600	2,600
		E証券	12,200	29,500	3,800	4,500
		F証券	0	0	3,700	3,700
		C証券	34,900	22,900	5,400	5,400
合計			172,800	250,600	54,900	48,400